

【前回お知らせ】

長 幼 児 号 外
平成 30 年 1 月 16 日

保護者 様

長崎市こども部幼児課
課長 島村 昭太

利用者負担額（保育料）のふるさと納税（寄付金）控除の実施 にかかる調査について（お知らせ）

日頃より、本市の幼児教育・保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。ご

① さて、この度、国の規則改正による**保育料軽減措置**の一つとして、ふるさと納税（寄付金）控除額が、保育料算定の際の**市民税所得割額**に反映されることになりました。つきましては、次の内容で調査等を行いますのでお知らせいたします。該当される世帯は、調査同意書を記載のうえ、ご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※ふるさと納税を行っていない世帯は、手続きは不要です。

① 保育料軽減措置ではありません。

1 調査対象者

平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までにふるさと納税を行い、かつ申告を行った家計の主事者（主に児童の父母）※同居などで祖父母等が対象となる場合があります。

2 概要

項目	内容	控除対象期間の 保育料	控除対象年度
国の規則改正による 保育料の軽減 ②	利用者負担額（保育料）を算定する市民税所得割額に ふるさと納税（寄付金）控除額 を追加する。	平成 29 年 9 月以降分	平成 29 年度以降分

② すでにふるさと納税（寄付金）控除額は算定に含まれています。

規定により、平成 29 年 4 月～8 月分は対象になりません。

ふるさと納税を行った世帯は、利用者負担額（保育料）を算定する、世帯の市民税所得割額からふるさと納税（寄付金）控除額を加算し、再算定を行います。

③ ⇒世帯の市民税所得割額からふるさと納税（寄付金）控除額を加算することで、世帯の市民税所得割額は減額となります。

ただし、減額後、利用者負担額（保育料）を算定する階層に変更がない場合は、利用者負担額（保育料）は変更になりません。

3 手続き

ふるさと納税を行った世帯は、長崎市幼児課（以下、「幼児課」という）に**（調査同意書を提出）**が必要になります。申請を受け、幼児課が調査を行

③ 市民税所得割額は変わりません。

4 手順

- （1） 幼児課へ申請（**調査同意書を提出**）する。
※調査同意書は保育所等にお渡しをしていますので、ご確認ください。
- （2） 調査同意書に基づき、幼児課がふるさと納税（寄付金）控除額の調査を行う。
- ④ （3） 調査後、再算定を行い、階層変更により、保育料が変更する場合は通知を行い、その後、還付・充当を行う。

④ 階層が変更することはありません。

5 調査同意書提出期限及び提出方法

- （1） 提出期限：平成 30 年 1 月 31 日（水）まで
※以後順次受け付けますが、提出期限までに提出した方を優先して調査を行います。
- （2） 提出方法：幼児課やお近くの各地域センターに提出してください。

【問い合わせ】
長崎市こども部幼児課保育係
TEL 095-829-1142